

今後の経過措置専門医・指導医について

平成 30 年 3 月
社会医学系専門医協会

2017 年度、2018 年度の経過措置専門医・指導医の申請受付は終了しました。
今後の経過措置について、説明します。

◎専門医の申請について

2 年間の経過措置が終了しましたので、今後、専門医申請をされる方は、専門医認定試験を受験してください。

○専門医認定試験について

第 1 回目は 2019 年夏を予定しています。2019 年 4 月 1 日現在で、医歴 5 年以上、初期臨床研修（または同等の経験）後、社会医学系活動が 3 年以上の者及び、専攻医修了認定を受けた者が対象となります。

<経過措置について>

- ・ 2019 年度、2020 年度に限り、経過措置期間のため、専攻医とならなくても専門医認定試験の受験が可能ですが、研修プログラムが全国的に認定されていますので、専攻医に登録し、早期修了で専門医認定試験の受験資格を得ることをお勧めします。
- ・ 専攻医に登録しない場合は、社会医学系活動がフルタイム換算で 3 年以上となるかどうか、受験年の前年夏までに社会医学系専門医協会での「受験資格事前審査」が必要となります。（有料）
なお、「受験資格事前審査」の申請をされた方は、e-ラーニング教材の使用が認められます。

○専攻医の修了要件

本専門医制度の研修を修了するためには、以下のすべての要素を満たす必要があります。

- ① 1 つの主分野および 2 つの副分野における実践経験
- ② 各論的課題全 22 項目中経験した 3 項目以上の実践経験レポート、合計 5 件以上の作成
- ③ 基本プログラムの履修（7 科目×7 時間＝49 時間）
<協会構成 8 学会の学術大会時の講習会及び e-ラーニング教材等で提供されます>

- ④ 協会構成 8 学会の学術大会及び公衆衛生情報研究協議会研究会（事務局：国立保健医療科学院）での発表（筆頭演者に限る）または協会構成 8 学会誌への論文発表（筆頭著者に限る） 1 件以上
- ⑤ 専門研修実績記録システムへの必要な研修記録とフィードバックの実施の記録
- ⑥ 担当指導医による専門研修の目標への到達の確認

○専攻医の早期修了要件

専攻医の修了要件を満たしている場合は、3 年間の研修期間を早期に修了することができます。（研修プログラム管理委員会の認定）

○専攻医に登録されない場合の資格要件

以下のすべての要素を満たす必要があります。

- ① 受験年の前年夏までに「受験資格事前審査」（有料）による有判定
- ② 各論的課題全 22 項目中経験した 3 項目以上の実践経験レポート、合計 5 件以上の作成（専門研修プログラム整備基準—2 専門研修の目標—③経験目標—2. 各論的な課題を参照）
- ③ 基本プログラムの履修（7 科目×7 時間＝49 時間）
＜協会構成 8 学会の学術大会時の講習会及び e-ラーニング教材等で提供されます＞
- ④ 協会構成 8 学会の学術大会及び公衆衛生情報研究協議会研究会（事務局：国立保健医療科学院）での発表（筆頭演者に限る）または協会構成 8 学会誌への論文発表（筆頭著者に限る） 1 件以上
- ⑤ 指導医による専門研修の目標への到達の確認（指導医マニュアル 29 ページ参照）

○2020 年度以降においては、卒業年次にかかわらず、社会医学系専攻医研修の修了（早期修了を含む）によって、社会医学系専門医認定試験の受験資格となります。

◎経過措置指導医の申請について

2 年間の経過措置が終了しましたので、今後の 2 年間は、基本プログラムを受講後に申請が可能です。2019 年度の申請時期は、2018 年 12 月となります。11 月頃にホームページに申請方法が掲載される予定です。2020 年度の申請を持って、経過措置は終了します。

<経過措置指導医の要件>

- 医歴10年以上
- 初期臨床研修（または同等の経験）後、社会医学系活動が5年以上の者（社会医学系活動はフルタイム換算で5年以上が必要です）
- 社会医学系専門医協会構成学会（8学会）のうち、「鍵となる学会」に加入し、指導意欲のある者
- 基本プログラムの履修（7科目×7時間＝49時間）
<協会構成8学会の学術大会時の講習会及びe-ラーニング教材等で提供されます>
- 指導医講習会受講（必ずしも鍵となる学会が開催した講習会を受講しなくてもかまいません、年間を通じて、各学会・団体で開催しています）